

ブラジルの金融取引税引き上げについて

大和証券投資信託委託株式会社

10月4日(現地、以下同様)、ブラジルのマンテガ財務大臣は、外国人投資家による債券投資にかかるブラジル現地への為替送金時の金融取引税(以下、IOF税)について、現在の2%から4%へ引き上げ、10月5日より実施すると発表しました。

なお、株式投資にかかる為替取引については、従来どおり2%で据え置かれています。

【IOF税率引き上げの背景】

ブラジル・レアルの為替相場は、対米ドルで2010年6月上旬の安値から約10%(2010年10月4日時点)の上昇となっています。欧州財政問題に対する懸念が後退して、海外投資家センチメントが改善したことに加え、ブラジル経済の高成長への期待とブラジル企業の資金調達に伴う資金流入期待もあり、7月以降、ブラジル・レアルには上昇圧力がかかりました。

レアル高でブラジル国内の輸出企業が対外的に不利になるのを防止するとともに、ブラジル・レアルの為替相場の変動を緩やかにするため、ブラジル中央銀行は米ドル買いレアル売りの市場介入を続けていました。

対米ドルで1.7台前半に上昇した9月以降は、これまで以上に多額の為替介入を行っていたほか、9月中旬には政府系ファンドによる外貨購入も認可され、さらなる為替介入強化に備えていたところでした。一方で、自国通貨売りの市場介入を増大させたことで、ブラジルの外貨準備高が拡大し、ブラジルへの投資魅力を高めブラジル・レアル高の遠因にもなっていました。

【ブラジルにおける金融取引税制の経緯】

<金融取引税(IOF税)>

- (1)ブラジル政府は、2008年3月13日にブラジル・レアルの急伸を抑制するため、法令(Decree6391)を公布し、外国人投資家がブラジル国債等の債券購入時に、ブラジル国内へ送金する為替取引について1.5%のIOF税の課税を発表しました。
- (2)2008年10月23日に金融危機への対応として、(1)の為替取引にかかるIOF税の税率を0%に引き下げました。
- (3)2009年10月19日、ブラジル政府はブラジル・レアル高騰抑制策として、IOF税の税率を2%に引き上げるとともに、債券取引および株式取引にかかる為替取引に対して課税する旨を発表しました。
- (4)2010年10月4日、ブラジル政府はブラジル・レアル高騰抑制策として、債券取引にかかる為替取引に対するIOF税の税率を4%に引き上げる旨を発表しました。(今回の措置)

【今後の見通し】

今回のIOF税の税率引き上げによって、一時的にブラジル・レアルやブラジル債券市場の変動が大きくなる可能性が考えられます。

しかし、今回のIOF税率の引き上げがブラジルの魅力を大きく落とすとは考えていません。ブラジル中央銀行が発表する民間アナリストの予想値集計では、2010年ブラジルのGDP(国内総生産)成長率は約7.5%まで上方修正され、直接投資は2010年の300億ドルから、2011年には380億ドルに増大すると予想されています。

ブラジル中央銀行は、2010年4月以降、インフレの抑制を目的として政策金利を8.75%から10.75%まで2%引き上げたところであり、金利の高いブラジル債券の中長期的な投資魅力は変わらないと考えています。

以上

お取引にあたっての手数料等およびリスクについて

手数料等およびリスクについて

- 株式等の売買等にあたっては、「ダイワ・コンサルティング」コースの店舗（支店担当者）経由で国内委託取引を行う場合、約定代金に対して最大 1.20750%（但し、最低 2,625 円）の委託手数料（税込）が必要となります。また、外国株式等の外国取引にあたっては、現地諸費用等を別途いただくことがあります。
- 株式等の売買等にあたっては、価格等の変動による損失が生じるおそれがあります。また、外国株式等の売買等にあたっては価格変動のほかに為替相場の変動等による損失が生じるおそれがあります。
- 信用取引を行うにあたっては、売買代金の 30%以上で、かつ 30 万円以上の委託保証金が事前に必要です。信用取引は、少額の委託保証金で多額の取引を行うことができることから、損失の額が差し入れた委託保証金の額を上回るおそれがあります。
- 非上場債券（国債、地方債、政府保証債、社債）を当社が相手方となりお買付けいただく場合は、購入対価のみお支払いただきます。債券は、金利水準の変動等により価格が上下し、損失を生じるおそれがあります。外国債券は、金利水準の変動に加え、為替相場の変動等により損失が生じるおそれがあります。
- 投資信託をお取引していただく際に、銘柄ごとに設定された販売手数料および信託報酬等の諸経費、等をご負担いただきます。また、各商品等には価格の変動等による損失を生じるおそれがあります。

ご投資にあたっての留意点

- 取引コースや商品毎に手数料等およびリスクは異なりますので、上場有価証券等書面、契約締結前交付書面、目論見書、等をよくお読みください。
- 外国株式の銘柄には、我が国の金融商品取引法に基づく企業内容の開示が行われていないものもあります。

商号等 : 大和証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第108号

加入協会 : 日本証券業協会、社団法人 日本証券投資顧問業協会、社団法人 金融先物取引業協会